

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年2月18日（火）午前8時58分～午前9時37分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和2年度所信表明（案）について」の説明をお願いします。

部 長 事前に市長等と調整をした上で作成しましたが、指摘等がある場合、2月19日午後5時までに財政課へ連絡をお願いします。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画（案）について」の説明をお願いします。

部 長 2月10日の庁議後、2点意見をいただきましたので、資料に意見及びその対応（案）を記載しています。

 今後について、構成市からの意見を5市協議の上計画に反映させ、基本計画として確定します。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「都市再開発の方針について」の説明をお願いします。

部 長 東京都では、令和2年度末に都市再開発の方針の都市計画変更を行う予定としています。これに伴い、都市計画法第15条の2第2項に基づき、原案作成の依頼があり、その内容について審議いただくものです。

 都市再開発の方針は、都市計画法第7条の2に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランで、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるもので、都市計画区域マスタープラン等とともに、土地利用、都市計画道路及び市街地開発事業等の個別の都市計画の上位計画となるものです。

 近年、狛江市域において、大規模な土地利用転換や都市計画道路の事業化に向けた動きがある中、それぞれの課題に適合した再開発の誘導及び計画的な推進が必要であると考えています。

 資料のうち、狛江市域について説明します。5ページの都市計画区域のう

ち、計画的な再開発が必要な市街地を1号市街地と言い、狛江駅周辺においては、地域の拠点として商業、文化及び交流等の都市機能の強化を図ることや、和泉多摩川駅周辺や喜多見駅周辺においては、地域のニーズにあった都市機能の強化及び導入を図ることを目標として、狛江市域全域を「狛江地域」という名称の1号市街地に位置付けます。

1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を再開発促進地区と言い、多摩川住宅地区、和泉本町四丁目周辺地区、岩戸北二丁目周辺地区、岩戸北四丁目及び岩戸南三丁目周辺地区及び水道道路地区の5地区を再開発促進地区に位置付けます。地区の詳細については、13ページから17ページまでに記載しています。

1号市街地のうち、再開発促進地区には至らないものの、再開発を行うことが望ましく効果が期待できる地区のことを誘導地区と言い、狛江駅周辺地区、和泉多摩川地区、岩戸北一丁目地区、岩戸北四丁目地区及び一中通り沿道地区の5地区を誘導地区に位置付けます。

今後のスケジュールについて、3月17日に開催を予定している狛江市都市計画審議会に諮問を行い、答申をいただいた後、東京都へ原案の提出を行う予定です。

その後、東京都において都市計画法に基づき縦覧や意見書の受付等の手続きが進められ、東京都都市計画審議会を経て令和2年度末に都市計画決定される予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「文書管理の監査結果について」を報告してください。

部長 令和元年8月から9月まで、狛江市文書管理規則第75条第1項の規定に基づき平成30年度の文書管理を対象とする監査を実施しました。

本報告書については、令和2年2月12日に開催した平成31年度第2回狛江市行政不服審査会で報告しており、3月15日より政策室窓口で閲覧できるようにします。

なお、近年地方公共団体による情報の漏えい等の問題が発生していることもあり、市の公文書の取扱い及び管理が注目されています。文書管理は、情報公開請求に対して迅速かつ適切に対応できるよう備えておくという側面もあるため、改めて情報公開条例、個人情報保護条例、文書管理規則等の規定に基づき、適正な管理をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「マイナポイントによる消費活性化策について」を報告してください。

部長 本事業は、消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の消費を下支えする観点から実施するも

のであり、加えて、マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーID を設定した方が、キャッシュレス決済サービスにおいて、前払い又は物品等の購入を行うことを通じて、当該決済サービスのポイントを取得できるものです。

ポイント上限額は5,000ポイントで、事業の実施期間は令和2年9月から3年3月までです。

本事業の仕組みについて説明します。まず、利用者がマイナンバーカードを取得し、マイキーID を設定します。次に、利用者がポイントの申し込みを行い、キャッシュレス決済手段を用いて前払い又は物品の購入を行います。その後、決済事業者が利用者にプレミアムの付与を行い、決済事業者がプレミアム付与分の請求を国に行います。最後に、国が決済事業者にプレミアム付与分を支払うというものです。

対象者は、8月までにマイキーID を設定した方であるため、8月まではマイナンバーカードの申請や、マイキーID の設定を希望される方が増えることが想定されます。

市町村としては、主に、本事業の周知及びマイキーID の設定支援を担っていくこととなり、狛江市としても、マイキーID の設定を希望する方の増加を見込み、マイキーID の設定支援を行っていく必要があるため、マイキープラットフォーム協議会への参画や、マイナンバーカードの交付を担当している市民課をはじめとした関連部署との連携、市内商店への情報提供等を通じて、支援体制を整理していきたいと考えています。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項3「東京フットボールクラブ株式会社との包括連携に関する協定の締結について」を報告してください。

部 長 2月21日に本協定を締結する予定です。

協定の内容は、第2条にあるように、地域スポーツの振興に関すること、市民の心身の健全な発達及び健康に関すること、地域の活性化に関すること及び教育・人材育成に関すること等です。

本協定に基づき、今後、子どもたちへのサッカー教室の開催や、味の素スタジアムで開催するホームゲームへの市民の招待、市のイベントの盛り上げへの協力等といった連携が可能となるとのことですが、具体的な取組は検討中です。

本件は、広報こまえ3月1日号において周知します。

市 長 協定の締結数が多くなってきているため、一覧にしていざというときに活用できるようにしておいてください。

報告を了承とします。続いて報告事項4「災害時における生活物資等の提供に関する協定の締結について」を報告してください。

部 長 本件は、株式会社サンドラッグとの協定で、大規模災害時において、避難

所等で必要となる日用品や衛生用品、医薬品等について提供いただくものとなっています。同社は狛江市内をはじめ、全国規模で店舗を展開し、多くの在庫を抱えていることに加え、取扱商品も幅広いことから、災害時における流通在庫の確保の観点では非常に心強いものと考えています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項5「災害時における電動車両等の支援に関する協定の締結について」を報告してください。

部長 本件は、三菱自動車グループとの協定で、災害に伴い市内で大規模停電が発生した際に三菱自動車の電動車両を貸与していただくものです。日産自動車との間で締結した災害協定に加え、本協定の締結により災害時における停電対策を強化していきます。

2月14日に締結式を行い、市役所市民ひろばにおいて三菱自動車のプラグインハイブリッド車であるアウトランダーPHEV から実際に家電製品に電力を供給するデモンストレーションを行っていただきました。

市長 災害時には、車両を持ってきてもらえますか。

部長 三菱自動車グループとの協定については持ってきてもらえます。日産自動車との協定については、こちらから取りに行きます。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項6「接遇強化月間について」を報告してください。

部長 市民対応の充実は、市民に最も近い基礎自治体で仕事をする上で取り組むべき事項であり、市民に対し、常におもてなしの気持ちを持った対応を心掛ける必要があります。

転入出の手続き等により来庁者が増加し始める3月を接遇強化月間とし、転入される住民の方には狛江市の第一印象を良くしていただき、転出される住民の方には、狛江市に住んでいて良かったと最後まで思っていただけのように、市民目線に立った質の高い行政サービスの提供を目指します。

平成31年度も、テーマを「職員一人ひとりの接遇に対する意識の向上及び所属部署以外の業務知識の習得を図ることで、来庁者に対し、より積極的な声掛けを行い、市民サービスの向上を図ります」とし、3点の取組事項を設定しました。

1点目が、挨拶についての意識啓発です。接遇強化月間の期間中、常に職員の目に触れる庁内グループウェアの基本画面において挨拶の励行を促す標語を表示し、職員の意識啓発を図ります。

2点目が、担当部署が不明なケースや間違えやすいケースの共有です。

市民の方から用件の担当部署を尋ねられた際に、案内先の部署が不明であったり、自信がなかったりするケースを報告していただき、正しい案内先を職員間で共有します。一方で、接客時に市民の方から間違った部署を案内さ

れた等と言われてしまったケースも共有することで、全庁的に案内のミスを防ぎ、接遇の向上につなげます。平成 30 年度の集約結果を基に、職員課でケースを再度集約し、職員へ周知するため、接遇マニュアルと併せて、朝礼時等に共有してください。共有内容は総合案内及び電話交換手とも共有し、庁内全体で幅広い業務知識の醸成を図ります。

なお、今回は現組織での事務分掌でケースを報告し、4月に組織改正がなされた際には、新組織の事務分掌を参考に職員課で調整し、4月中に改めて周知します。

また、今回の取組を機に、各課で作成している事務マニュアルの見直しをお願いします。見直しに当たっては、馴れている職員も適宜マニュアルを確認しながら業務を行っていただき、マニュアルを更新してください。

3点目が、取組後の職員の意識変化の共有です。取組事項2点目で共有した内容を踏まえて接遇を行うことで得た、職員の意識の変化事例や、接遇マニュアルを活用したことにより気付いた点を共有します。また、朝礼時での取組例や課として接遇に関して特に意識した点も共有します。

なお、接遇強化月間については、正規職員だけではなく、嘱託職員、臨時職員等も含め、全庁的に取り組んでいきます。

また、現在、議会に上程している人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の趣旨を全職員が十分に理解し、市民一人ひとりの人権を大切に接遇を心掛けていただくようお願いします。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 後期基本計画の進捗管理に係るアンケート実施に伴う設問の掲載及び審議会等への無作為抽出による市民委員募集の希望についてです。

毎年4月に実施している、無作為に抽出した満18歳以上の市民2,500人を対象とした、後期基本計画の進捗管理に係る市民アンケートへの各課における設問の掲載の希望について伺います。

設問数については、各課の希望数等に応じて政策室で調整させていただきますのでよろしくお願いします。

また、各審議会等における市民委員について、新たな市民の発掘、あるいは欠員の充足等を図るため、無作為抽出による積極的な募集を推奨していることを踏まえ、アンケート対象者に対し、各委員会の市民委員としての参加の呼びかけを行います。これに当たり、無作為抽出による市民委員を受け入れていただく審議会等を募集します。

なお、年に1回の募集のため、令和3年4月1日からの市民委員の募集を予定している場合は、今回提出いただくようお願いします。

今回は全部で9件の希望がありましたので、今回も各課において積極的な活用をお願いします。

いずれも締切は3月6日です。

市長 その他何かありますか。

部長 新型コロナウイルス感染症に係る相談・受診の目安についてです。

新型コロナウイルスの感染経路が特定できない感染者が国内で相次いで発生していることを受けて、2月17日付けで厚生労働省が、発熱等の症状が出た際に相談・受診する目安を公表しました。

具体的な目安は資料のとおりですが、これまであった「中国」や「武漢」という言葉がなくなり、「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方」、「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方」と広く捉えられるようになっていきます。

なお、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、先の状態が2日程度続く場合が相談の目安となります。妊婦の方も念のため、重症化しやすい方と同様に相談いただくほか、小児については、現時点では目安どおりの対応をお願いするとのことです。

相談の際には、帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診することとし、複数の医療機関を受診することは控えていただくこととします。

部長 職員も同様の症状があるときは、本通知に沿って相談するよう事務連絡を発出します。罹患した場合は病気休暇扱いとしますので、診断書を所属長から職員課に提出してください。旅行中に罹患した場合は事故休暇扱いとします。

市長 教員はどのように対応しますか。

部長 東京都教育委員会の指示に従うとともに、この件についても各小中学校へ情報提供します。

市長 市民にはどのように周知しますか

部長 市ホームページに、一般の方向けのリーフレットを掲載します。また、広報こまえ3月1日号にも記事を掲載します。

部長 市としてリスクを回避するためにも、イベント中止の判断や職員のマスク着用等、目安を設定する必要があると考えます。墨田区も屋内のコンサートを中止しています。

市長 事務事業を継続するかの判断は、SARSが流行した際に作成したマニュアルがあるため、参考にするようにしてください。

部長 また、新型インフルエンザ等対策行動計画があります。

市長 それらのマニュアルを見直して対応策の検討をお願いします。まとまった段階で改めて検討します。

その他何かありますか。

部長 令和2年度部の方針の作成についてです。

作成の留意点としては、新たな基本計画の施策の方向性に基づいた目標とするとともに、各種計画の目標とも整合がとれるようにし、方針数は4、5個程度としてください。

なお、作成に当たっては、例年文章が長くなる傾向がありますが、市民に見ていただくことを意識し、分かりやすく簡潔な文章とするようにお願いします。

庁議後に政策室からフォーマットをメールで送付しますので、市長とのヒアリングを経て、3月2日までに政策室へ提出してください。いただいた方針については、取りまとめの上、3月開催の庁議で審議をお願いする予定です。

なお、決定した方針については、広報こまえ及び市ホームページで公表します。

市長 その他何かありますか。

部長 株式会社三菱UFJ銀行による納付書業務の辞退の申し出についてです。

株式会社三菱UFJ銀行より、狛江市の納付書による公金収納の取扱いについて、令和3年度より1件300円の手数料の負担依頼があり、これに応じられない場合は3年度以降、公金収納の取扱いについて辞退したい旨の申し出がありました。本件については、金額が高額であること、また、現在は指定金融機関及び全ての狛江市収納代理金融機関において、納付書での取扱いは無償のため、特定の金融機関のみに手数料を支払うことは公平性に欠けること等から、1件300円の手数料の負担は難しいと判断しました。そのため、辞退の申し出を了承し、今後手続きを進めます。このことにより、令和3年度より全国の三菱UFJ銀行の窓口において、狛江市の納付書での支払いができなくなります。

なお、口座振替については、これまでどおりの取扱いとなります。

市長 その他何かありますか。

部長 (仮称) 狛江市民大盆踊り大会に向けた盆踊りの練習会の開催についてです。

2月14日付け事務連絡でお知らせしていますが、7月18日に開催する(仮称) 狛江市民大盆踊り大会に向けた職員向けの盆踊り練習会を、美重駒会の講師をお招きして、2月27日午後6時から実施します。

7月の聖火リレー及び東京2020大会開幕、そして市制施行50周年をお

祝いすべく市全体で盛り上げていきたいと思いますので、職員は踊れるように積極的に練習に参加していただければと思います。

今後、本番の7月まで月1回程度練習会を開催する予定です。勤務の扱いではなく、自由参加となるため、各自都合に合わせて参加するよう所属職員へ周知してください。

市長 7月18日は、連携している稲城市長も盆踊り大会へいらっしゃいます。令和3年度は稲城市が市制施行50周年の年であるため、私が稲城市の盆踊り大会に参加します。

また、練習会については議員から要望があれば受入れをお願いします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月25日午前9時から開催します。